

第 6 章

技術移転と技術輸出入法制

——韓国、台湾を中心に——

I アジア NIEs 経済の国際化と技術移転

韓国、台湾、香港、シンガポールのアジア NIEs は、1970年代に積極的に工業化を進めると同時に輸出振興策をとり、先進国への工業品輸出に成功した。80年代に入ると ASEAN 諸国が工業品の輸出振興に積極的となり、労働集約産業部門では労賃の安い ASEAN 諸国に優位性が移りつつあった。その結果、アジア NIEs にとっては、輸出産業をこれまでの労働集約産業から資本・技術集約産業に転換し、先進国型の産業構造を追求することが課題となった。

これに伴い、韓国、台湾、シンガポールはそれぞれの経済開発計画の重点目標の一つにハイ・テク産業の育成を掲げ、それに必要な新技術の導入と自主開発を支援する政策をうちだした。韓国では新技術の導入を促進するため1978年から技術導入の自由化が段階的に進められ80年には自動認可制になった。台湾、シンガポールでも先端技術導入を促進するように税制上の優遇措置が実施された。同時に、アジア NIEs は技術の輸出者としても、徐々にではあるがその実績を増してきている。他方、アメリカの知的所有権保護政策は、対先進国だけでなく、アジア NIEs に対しても同様の知的所有権保護を迫り、アジア NIEs は内外の要因から「技術」に対する法律面での新たな対応を検討せざるを得なかった。本章ではこのような環境の変化が、技術の輸

出入においてどのような法の変化をもたらしたかを、技術移転に関する国際的ガイドラインに留意しつつ検討することとする。

本章で取り扱う「技術移転」は、(イ)その法律上の形態として特許等（特許およびそれに準ずる権利付与の対象、実用新案、意匠等）、ノウハウに関わるライセンス契約、(ロ)当該技術を使用した結果としての製品の輸出入とそれに伴う技術の移転、(ハ)上記(イ)に付随して実施される商標ライセンス契約を対象とする。

1. アジア NIEs における技術輸出入の現状

アジア NIEs の中で技術取引に関して統計を整備しているのは、韓国と台湾である。香港、シンガポールは、ライセンス契約に関して申告を義務づけていないため、統計は公表されていない。しかし、香港、シンガポールの場合は、直接投資統計からそのおおまかな動向を読みとることは可能である。

(1) 韓国の技術輸出入実績

① 輸 入

1962年から88年まで、5413件の技術導入契約が締結され、自由化政策が開始された78年以降で4519件（83%）を占めている。技術供給源を国別みると、過去5年間では日本1370件（49%）、アメリカ750件（27%）、次いで西ドイツ、フランスとなっている。分野別にみると機械（931件）、電子・電気・通信（779件）、化学・精油（497件）で、韓国の先端工業技術導入政策が反映されている。

② 輸 出

1977年から86年までの技術輸出実績は、総計77件、総代価受取額は約9万6000米ドルに達している。業種別にみると、精油を中心に化学分野の技術提携が最も多く、最近では電気・電子分野の技術輸出が増えている。地域としては、中東、アジアの途上国に集中しているが、86年には半導体技術を西ド

表1 韓国技術導入実績（件数）

| | アメリカ | 日本 | 西ドイツ | イギリス | フランス | その他 | 合計 | 累計 |
|------------|------|-------|------|------|------|-----|-------|-------|
| 1962~66 | 13 | 11 | 4 | 1 | 1 | 3 | 33 | 33 |
| 1967~71 | 61 | 203 | 6 | 4 | — | 11 | 285 | 318 |
| 1972~76 | 90 | 280 | 13 | 16 | 6 | 29 | 434 | 752 |
| 1977~81 | 302 | 631 | 70 | 49 | 39 | 134 | 1,225 | 1,977 |
| 1982~86 | 515 | 1,074 | 122 | 73 | 82 | 212 | 2,078 | 4,055 |
| 1982 | 68 | 164 | 14 | 14 | 16 | 32 | 308 | 2,285 |
| 1983 | 77 | 201 | 20 | 13 | 10 | 41 | 362 | 2,647 |
| 1984 | 99 | 217 | 36 | 14 | 23 | 48 | 437 | 3,084 |
| 1985 | 114 | 228 | 29 | 21 | 14 | 48 | 454 | 3,538 |
| 1986 | 157 | 264 | 23 | 11 | 19 | 43 | 517 | 4,055 |
| 1987 | 180 | 308 | 34 | 21 | 40 | 54 | 637 | 4,692 |
| 1988. 1~12 | 168 | 288 | 42 | 17 | 41 | 61 | 617 | 5,309 |

(出所) 全国経済人連合会『韓国経済年鑑』1989年。

表2 韓国の技術輸出の現況

(単位：件、1,000米ドル)

| | 1978~81 | 1982 | 1983 | 1984 | 1985 | 1986 | 計 |
|-------|---------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件 数 | 26 | 11 | 11 | 6 | 7 | 16 | 77 |
| 代価受取額 | 19,999 | 18,167 | 18,926 | 16,864 | 11,270 | 11,218 | 96,444 |

(出所)『韓国科学技術年鑑』1987年。

イツに輸出するなど、先進国との相互補完的な技術交流が一部で始まっている。

(2) 台湾の技術輸出入実績

① 輸 入

台湾では1952年から88年までの技術合作件数2722件のうち、64%が日本との技術合作で、80年以降でみても57%を日本が占めている。韓国に比べ、日本に対する技術の依存率は大きいといえよう。

② 輸 出

台湾からの技術輸出実績は、表4のとおりである。業種別では、非金属および金属製品製造業が多い。統計上、技術輸出に含まれるのは、プラント輸

表3 台湾の技術導入実績

(単位：件数)

| | アメリカ | 日本 | 欧洲 | その他 | 計 |
|---------|------|-------|-----|-----|-------|
| 1952~59 | 11 | 34 | 2 | 1 | 48 |
| 1960~69 | 52 | 284 | 24 | 6 | 366 |
| 1970~79 | 191 | 608 | 89 | 16 | 904 |
| 1980~88 | 332 | 807 | 223 | 42 | 1,404 |
| 計 | 586 | 1,733 | 338 | 65 | 2,722 |

(出所)『台湾総覧』1988年。

表4 台湾の対外技術合作件数

| フィリピン | シンガポール | タイ | インド | その他 | 計 |
|-------|--------|----|-----|-----|----|
| 7 | 7 | 10 | 19 | 14 | 57 |

(出所)『中華民国科学技術年鑑』1988年。

出、对外投資、对外技術合作、役務の提供が含まれている。

2. アジア NIEs の技術移転制度と国際行動基準

技術移転に関する法制度には二つの側面がある。一つの側面は、技術移転を促進し、さらに技術の改良・発展を保護・奨励することであり、もう一つの側面は技術移転契約に含まれる拘束的条件がもつ不公正取引の弊害を除去するための規制の側面である。技術移転に関する法制度は国によって相違があるのは当然であるが、経済発展の度合いによる技術移転に対する姿勢の相違として捉えることができる。

技術移転国際行動基準に対する先進国と途上国との姿勢の相違は、技術移転に関する基本的考え方にある。先進国は技術の進歩・革新のために新技術（工業所有権）に対し保護の必要性を認め、技術の実施許諾に際しても、技術提供者の権利を保護している。しかし、このような技術の実施許諾に認められた排他的権利が自由な競争を制限する可能性があるため、先進国は独禁法、公正取引法、あるいは特許法等で特定の取引行為を規制している。

途上国（G77）の場合はその考え方の基本は、技術は「全人類の財産 (a

part of universal human heritage) であり、すべての国は自国の人民の生活水準の向上のために技術にアクセスする権利をもつ⁽¹⁾」という点にある。この考え方方にたって、途上国は先進国が確立した工業所有権制度およびそれによって与えられている排他的権利に批判的である。技術移転に関する発展途上国の姿勢は、国連貿易開発会議 (UNCTAD) で検討されている「技術移転に関する国際行動基準」に端的に示されているように、外国の、特に先進国の技術へのアクセスの改善、多国籍企業による「技術」を通じた経済支配の排除に重点が置かれている。したがって、途上国の技術移転に関する法制度には、一般的に技術に対する保護の側面よりも規制の側面が強く現われている。その例としては、アンデス共通外資規則やその他のラテンアメリカ諸国、インド、フィリピンで行なわれていた技術移転契約における制限的取引条項の規制があげられよう。さらに途上国の貧しい外貨事情は技術移転に伴う高額の使用料（代価）の支払いを規制せざるを得なかつたことが付け加えられる。

途上国と先進国の立場の違いは、行動基準作成に際してさまざまな点に現われているが、特に制限的商慣行 (restrictive business practices: 技術移転国際行動基準案 第4章) に顕著に現われている。

しかし、途上国が主張する技術移転契約に対する規制は、現実には先進国からの技術導入の促進という意味ではマイナスに作用している。特に、先進国からの技術導入を進めるためにはこのような規制が緩和されることが必要であり、1987年の新アンデス共通外資規則の親子会社間でのロイヤルティ送金規制の緩和は、そのような事情を反映している。

NIEs は先進国ではなく、発展途上国でもない第3の新たな国家グループとして位置づけられよう。NIEs にとっては、その経済発展を支える重要な要素として先端技術の導入・開発が不可欠である。先に技術の輸出入の現況でもみたように、韓国、台湾での近年の技術導入は急速に拡大しており、同時に自国で開発された技術の輸出も始まっている。このようなアジア NIEs での技術分野における変化は、法制度の面でも新たな対応を必要とした。言

い換えれば、技術導入に伴う規制は全般的に緩いものとなりつつある。しかし完全に自由化されているわけではなく国産技術保護の目的から新たな規制が進められている。また従来は外資導入審査の一環として行なわれてきた制限的取引条項の審査が、独禁法の下で行なわれるようになったことも付け加えておきたい。

3. アジア NIEs でのライセンス契約に関する法整備

アジア NIEs の中で、ライセンス契約に関する法の整備状況は、一様ではない。韓国と台湾では、1960年代に外資導入に関わる法整備の一環として技術導入法が制定された。しかし、香港、シンガポールでは当初から放任政策を採用していたため、技術導入に関して特別に法律は制定されていない。

韓国では、投資環境整備を目的として、1960 年に外資導入促進法（法律第 532 号）を制定した。同法の下での技術導入契約に対する取扱いは、「技術援助契約（特許または他の工業所有権の譲渡および実施許諾を含む）」の実施に伴う対価の対外送金については、財務部長官の認可を必要とするというものであった。その後、第 1 次経済開発 5 カ年計画の進展に伴い、外資導入制度の全般的見直しが必要となり、その結果、66 年 8 月に外資導入法が制定された。その目的は直接投資の積極導入だけでなく、外資に対する有効な管理と国際収支に負担をかけない経済開発にあった。技術導入についても、同法の下で経済企画院長官の認可を義務づけ、同時に、認可された技術導入契約に対しては租税上の減免措置が講じられていた。また高度技術導入に対しては、租税上の減免措置が講じられている（外資導入法第 24 条 1 項の(2)）。対価の支払いについては外国為替管理法（外換管理法）で管理されていた。78 年から技術導入の自由化が始まり、その後段階的に自由化が進められ、自動認可分野の拡大がはかられた。84 年からは改正外資導入法（83 年 12 月公布、法律第 3691 号）により事後申告制に移行した。しかし、実際には完全な自動認可制ではなく、特定の場合には規制される（〔審査基準の項参照〕）。88 年の外資導入法施行令

(大統領令、12475号)では租税減免措置の対象となる技術導入契約の範囲を狭めることで、一部では技術導入契約に対する優遇措置の縮小が行なわれている。国際的技術導入契約に対する不公正な取引条件(unfair terms)については、従来は外資導入法に従い、認可を受ける際に審査が行なわれていたが、80年12月に「独占規制および公正取引に関する法律」が制定されてからは、同法第8章(国際契約締結の制限)により事後審査が行なわれている。技術輸出に関しては、77年に改正された技術開発促進法(72年12月28日制定、法律第2399号)第19条2項で当該技術輸出計画を科学技術処長官に事前に申告しなければならない。

台湾の場合は、外国人投資条例(1954年7月14日公布、最新改正89年5月26日)、技術合作条例(62年8月9日公布、改正64年5月29日)、投資奨励条例(60年9月10日公布、改正87年1月26日)が技術導入契約に関する主要な法である。現在公正取引法の検討が進められている。技術導入契約の締結には経済部の認可が必要であり、その際投資審議委員会の審査を受ける。(審査基準の項を参照)技術輸出に関しては、対外投資および技術合作審査処理弁法が80年に制定された。

香港ではライセンスに関するすべての事項は、当事者間で合意した条件に基づいて契約が行なわれる。政府によるライセンス管理は行なわれていないため、ライセンス契約締結の状況を示す統計も明らかでない。ただし、契約に関してはコモンローに従うので、コモンローで認められない契約は無効とされる。

シンガポールでもライセンス契約は、当事者間で合意した条件に基づいて行なわれる。しかし香港の自由放任政策とはいくぶん異なり、ハイテク部門の技術に対してはその導入や開発を促進する政策をとっていて、経済拡大奨励法により、税制上のインセンティブを求める者は、当該契約書を提出する必要がある。シンガポールでのライセンス契約に関する法はコモンローである。

II 技術輸入に関する法

1. 技術輸入に関する法

(1) 韓国

韓国の技術導入に関する法は、その法整備の歴史を反映して三つに分けることができる。

第1の法分野は外資導入法である。当初、技術導入関連規定が外資導入の一環として取り扱われた経緯から、以下の外資導入法およびその施行令、施行規則の中に技術導入に関する規定が定められている。

- (イ)外資導入法（1966年制定、最近の改正83年12月31日、以後「法」とする。）
- (ロ)外資導入法施行令（1966年制定、最近の改正88年7月1日、以後「令」とする。）
- (ハ)外資導入法施行規則（1974年制定、最近の改正88年7月1日、以後「規則」とする。）

外資導入法に関連して、財務部から「技術導入ガイドライン」が出されている（1988年7月1日財務部訓令386号）。

第2の法分野は、公正取引法である。1980年に「独占規制および公正取引に関する法」（以後、「公正取引法」とする）が制定され、その中で、国際契約の締結制限に関する規定が定められた。同法は、86年12月と90年1月に改正されている（法律第3320号、4198号）。同法に基づき、経済企画院から経済企画院告示87-14、「国際契約上の不公正取引等の範囲および基準」、87年9月12日付、（以後「企画院告示」とする。）が公布されている。同告示は、89年9月29日付で改正された（企画院告示89-5）。

第3の法分野は、技術開発促進法で、同法に基づき、国産技術保護の目的から科学技術処が、「国産新技術製品保護のための技術導入規制品目」を告

示していたが、1989年12月30日付の改正技術促進法（法律第4184号）では、上記の保護措置を廃止し租税面で支援することになった⁽²⁾。

(2) 台 湾

台湾も外資導入の一環として技術導入を取り扱ってきたため、技術導入に関する法として、(イ)外国人投資条例（1954年7月14日公布、最近の改正89年5月24日）、(ロ)投資奨励条例（60年9月10日公布、改正87年1月26日）が定められ、上記(イ)および華僑の帰国投資に関する法に関連して、1962年に、技術導入に関して技術合作条例（62年8月9日、64年5月29日改正）が定められた。同様にして、導入された技術を出資として取り扱う場合に關し、專利権およびノウハウの資本金投資弁法（68年6月3日公布）が定められた。その他の関連法として、所得税法、外貨管理条例、商標法、外国企業の商標使用許諾に関する処理準則（80年制定、85年6月3日改正）がある。また科学工業園区での先端技術導入に関連して、科学工業園区管理条例（79年制定、89年5月24日改正）が、定められている。

(3) 香 港

技術導入に関して、特別に法律は定められていない。関係する法としては、商標法（Trade Marks Ordinance）、特許登録条例（Regislation of Patents Ordinance）がある。

(4) シンガポール

香港同様、技術導入に関して、特別に法律は定められていない。関係する法としては、商標法、特許法がある。技術導入促進を目的として、経済拡大奨励法で税制上の優遇措置が定められている。

2. 技術導入契約の範囲

(1) 韓 国

技術導入契約とは、大韓民国国民または大韓民国法人が外国人から工業所有権その他技術の譲受およびその使用に関する権利を導入する契約とされる（「法」第2条12項）。その範囲は1988年改正外資導入法施行令で、「代価の支給を対外支給手段によるもので財務部長官が外資事業審査委員会の審議を経て定める範囲の技術およびその技術の使用に直接必要な用役を導入するもの」とされた（「令」第4条第3項）。また「技術導入ガイドライン」（88年7月）で、契約期間、技術料の範囲が別途定められている（本節3—申請・認可の手続き参照）。

(2) 台 湾

台湾ではライセンス契約を「技術提携」と称し、特許権または専門技術（ノウハウ）を出資としないで一定の対価を取得するための契約（技術合作条例第3条）としている。同法によれば、「専門技術または特許権」は次の条件の一つを備えていることを要す、（イ）新製品を生産または製造することができる、（ロ）生産量の増加、品質改良または生産費削減に貢献する、（ハ）経営、管理、設計または操作の技術およびその他の有利な改善に役立つ。

専門技術、特許権を出資とする場合は、「專利權およびノウハウの資本金投資弁法」の規定に従う。

商標ライセンスは、原則として認められない。外国企業の商標使用許諾に関しては、「外国企業の商標使用許諾に関する処理準則」（1985年改正）に従う。

3. 申請・認可の手続き

(1) 韓国

① 外資導入の観点からの審査

(イ) 1983年の改正外資導入法のもとでは、大韓民国国民または大韓民国法人が外国人と技術導入契約を締結したときは、財務部長官に申告しなければならない。当該契約の変更の場合も同様である。(「法」第23条1項)⁽³⁾

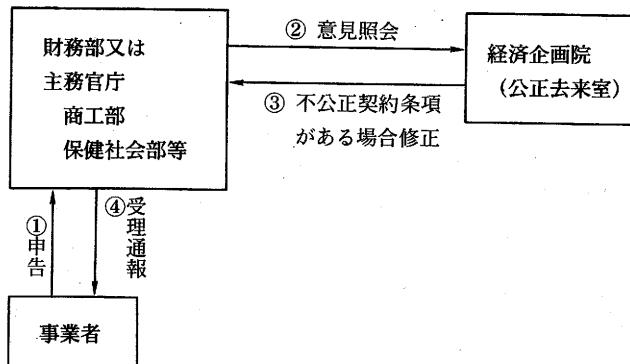
(ロ) 「技術導入ガイドライン」(財務部訓令第386号)では、主務部長官は技術導入契約の申告を受けるに際し、当該契約および事業計画の国民経済的妥当性・技術性、契約条件を検討する場合に、「技術提供者と技術導入者の合意内容を尊重し、国際的紛争または貿易摩擦が発生しないよう」な自由な技術導入に配慮するとされている(「訓令」第3条)。

(ハ) 申告を義務づけられる対象技術導入契約は、

(a) 契約(支払い)期間3年超(延長契約期間を含む)の契約で(従来は、期間1年以上), 次のいずれかに該当する場合に限られる。

- 1) 定額技術料が10万米ドルを超過する場合
- 2) 着手金が5万米ドル超

韓国の技術導入契約申告手続き



3) 経常技術料が純売上額の 2 %超

4) 支払い方法が前記以外の場合

なお、上記に該当しない契約に対しては、外国為替管理規則に従い、甲類外国銀行の認証を必要とされる（外国換管理規則第11～34条）⁽⁴⁾。

(b) また、防衛産業に関する特別措置法第2条による防衛産業技術の導入も申告の対象とされる（「訓令」第386号、第7条）。

(c) ただし、外資導入施行令第24条〔技術導入契約の申告受理禁止〕により、技術導入契約の申告は受理されない場合がある（「審査基準」の項参照）。

(d) 財務部長官は、以下の事項について、契約内容の補完または調整の必要性を検討し、必要があると認められた場合は申告された技術導入契約および事業計画の補完または調整を要求する。ただし、事業計画の内容に対する補完または調整要求は、商標使用を伴う技術導入に限られる（商標使用を伴わない場合は申告のみ）（「令」23条2項）⁽⁵⁾。

(e) 発効期間の延長。申告受理された技術導入契約は申告受理日より6月以内に発効されなければならない。財務部長官の承認がある場合は、期間延長が可能である（「法」23条4項）。

(f) 財務部長官は、技術導入契約の申告に関連する権限および発効期間の延長に関連する権限を主務部長官に委託する（「令」第46条2項）。

(g) 申告日から20日経過して主務部長官から補完または調整要求がないときは、自動的に受理されたものとみなされる（「法」第23条3項）。補完または調整要求を受けた場合は、申告人は60日以内に当該要求に対する履行事項を財務部長官に提出しなければならない。ただし、財務部長官の承認を得て、1回に限り提出期間を延長できる（「法」第3条3項、「令」第23条3項）。

② 公正取引の観点からの審査

技術導入契約は公正取引の観点からも審査される。外国人との技術導入契約は契約締結日から30日以内に経済企画院長官に申告しなければならない（公正取引法、第8章国際契約の締結制限、第24条1項）。ただし外資導入法による申告をもってこの申告とみなされる（同条2項）。公正去来法に基づく審査

は経済企画院の中の公正去來室が行なう。審査の基準として、経済企画院告示「国際契約上の不公正取引等の範囲および基準」が定められている。(経済企画院告示89-5, 1989年9月29日付)

公正去來室が公表する「標準技術導入契約書」に基づいて契約が作成される場合は公正去來室の審査は行なわれない⁽⁶⁾。

(2) 台湾

① 外資導入の観点からの審査

(イ)先に「技術導入契約の範囲」の項でも述べたように、台湾では技術導入に二つの形態がある。導入された技術が資本となる場合と、ノウハウや特許権の提供が技術貸与(ライセンス契約)の形式で行なわれる場合である。

(ロ)資本として扱われる場合については、外国人投資条例および投資奨励条例、專利権およびノウハウの資金投資弁法が適用される。ライセンス契約については、経済部の認可を必要とする。「技術提携」の当事者双方が経済部に申請し、経済部・投資審議委員会は審査の後、これを認可する(技術合作条例第10条、11条)。科学工業園区内への投資および技術提携の申請については、園区指導委員会の審議を経た後、国科会がこれを行政院に呈上しその認可を受けることとされている(科学工業園区設置管理条例、第8条第2項)。

(ハ)技術合作契約に商標ライセンスを伴う場合は、別途標準局の認可を必要とする(外国企業の商標使用許諾に関する処理準則)。

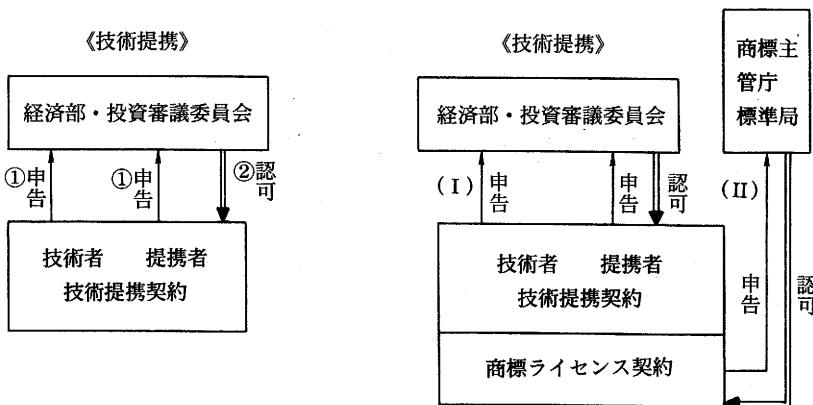
商標の有償ライセンスが認められる条件は、外国企業が外国人投資条例に従い、ライセンス製品を製造するために投資をして合弁会社を設立し20%またはそれ以上の持ち分を有している場合で、投資審議委員会の承認を得ている場合である(同処理準則第2条)。

(ニ)技術サービスに対する対価の支払いは、その外貨による支払いについて台湾中央銀行に申請しそのコピーを工業振興局に提出する。

② 公正取引の観点からの審査

(イ)台湾では公正取引法を現在検討中である。同法案第5章18条(公正な競

台湾の技術導入契約申請手続き



争を妨げる行為の禁止) 5 項は「不当な制限を条件とする取引」を禁止している。

(ロ)特許法によれば、次の条件のいずれかを含む特許実施許諾契約は無効とされる。

- (a)特定の物品、または特許権者以外の者が、提供する方法を使用することを禁止または制限すること、
- (b)特許権の保障がない製品あるいは原料を特許権者より購入することを要求すること、
- (c)実施料が高すぎる場合。(同法第46条、110条)

4. 認可・登録の効果

- (1) 韓国：外資導入法第23条の規定に従い申告受理された技術導入契約については、当該契約が受理された日から 5 年間所得税または法人税を免除する（「法」第24条第1項）。
- (2) 台湾：提供した技術の対価について「認可された額の範囲内で」外国送金できる（技術合作条例第13条）⁽⁷⁾。新生産技術または製品の導入、もしく

は品質向上、コスト軽減を目的として、政府の認可を得た技術導入契約⁽⁸⁾に伴う対価（権利金）の支払い、並びに政府主務官庁の認定を受けた重要生産事業が工場建設のために外国企業に支払う技術サービスの報酬に対しては、所得税納付を免除される（「外国営利事業取得の権利金および技術服務報酬申請免税案件審査原則」および「所得税法」第4条第21項）。

（3）シンガポール：非居住者に対するロイヤルティ支払いについて、大臣の承認を得た場合は、当該ロイヤルティに対する所得税の減免が認められる。（経済拡大奨励法第64、65条）

5. 審査基準

（1）韓国

① 外資導入法のもとでの審査基準

申告受理に際し、以下の事項について審査が行なわれる（1988年、「令」第23条2項）。

（イ）技術性：技術の内容、国内技術発展への波及効果、既存技術との関連性

（ロ）契約条件：技術評価、契約期間、技術提供方法

（ハ）外資導入基準（「法」第3条1項）による適否：（a）国家の安全と公共秩序の維持に支障を招く場合、（b）国民経済の健全な発展に影響を及ぼす場合、（c）大韓民国の法律に違反する場合。

② 申告受理禁止

また次の項目のいずれかに該当する技術導入契約は受理されない（同年「令」24条）。

（イ）独占販売権の利用のみを目的とする場合

（ロ）原資材、部品又は付属品の販売のみを目的とする場合

（ハ）輸出制限条件等の著しい不公正内容を含む場合

（ニ）（1986年7月1日 削除：低水準技術の導入）

(イ)技術開発促進法の規定に従い、国産化のための保護を受けている技術を導入する場合、ただし、科学技術処長官が当該技術の導入禁止を主務部長官に要請した場合に限る（従来では、科学技術処告示により、技術導入規制品目が発表されてきたが、1989年の技術開発法改正で保護措置は廃止された。ただし、すでに保護措置を受けている国産技術・製品に対しては、その保護期間満了まで保護措置は有効とされている）。

(亥)他の法令の規定により当該技術の導入が適当でない場合

外資導入法施行令は、技術導入自由化政策が開始されて以来、数回の改正を経てきたが、申告受理禁止に関してその推移をみると、1986年の改正で低水準技術の導入契約が申告受理禁止の対象から削除され、88年の改正では、単純な意匠または商標の使用を主たる目的とする場合が削除され、租税免除を受けないことを申請した場合に限り、(イ)単純な意匠または商標の使用を主な目的とする場合⁽⁹⁾、(ロ)高度技術であって、国内開発が困難と判断され、外資導入委員会の審議を経て定める基準に該当しない技術、に関して同令24条1項（申告受理禁止）の適用を除外された。この変化は、韓国の技術導入政策の主たる目的が、高度技術の導入促進（裏の面として低級技術の導入排除）から、技術導入自由化と同時に高度国内技術開発・保護のための消極的規制へと移行したことを示すものであろう（なお、高度技術の範囲については、財務部訓令386号で定められている）。

財務部の「技術移転ガイドライン（1988年7月）」によれば、主要審査項目は、

- (イ)外資導入基準（外導第3条1項）による適否
- (ロ)外資導入施行令24条の申告受理禁止条項による適否
- (ハ)技術移転の内容と方法（技術性）
- (ニ)ロイヤルティおよび契約条件（期間と条件）

とされている。（ガイドライン第4条）

③ 公正取引の観点からの審査基準

1980年に公正取引法が制定され、国際契約に対し、不公正な契約条件を含

むか否かについて、経済企画院の審査が義務づけられている。同法23条2項(1990年法第32条2項)に従い経済企画院は「国際契約上の不公正取引等の範囲および基準」(告示81-50)を告示している。この「範囲および基準」は、87年に改められた後、89年9月12日に再度改正され企画院告示89-5号が現在の不公正取引に関する基準とされている。

同基準が対象とする契約の範囲は以下のとおりである。

- (イ)外資導入法による借款契約
- (ロ)外資導入法による合弁契約
- (ハ)外資導入法による技術導入契約
- (二)著作権導入契約(1987年に新たに加えられた。)
- (ホ)輸入代理店契約
- (ヘ)長期輸入契約

また同基準が審査対象とする技術導入契約の「技術」は、工業所有権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他これに準ずる技術で、外資導入法で定められた範囲のもの(技術情報一ノウハウを含む)、技術サービス)。

④ 技術導入契約における不公正取引行為

1987年経済企画院告示が不公正取引行為としている12類型と、81年告示による不公正取引行為との比較は、韓国の「国際契約上の不公正取引」に対する姿勢の変化をより明確にできると思われる所以、その対照表を表5に掲げておく。

1987年告示(87-14)が、81年告示(81-50)と異なる点は、(イ)旧告示の第4項(競争品または競争技術の制限)を、新告示では「契約期間中」(第4項)と「契約満了後」(第5項)に分けて取り扱っていること、(ロ)旧告示第8項が「国際契約で一般的に受け入れられないと認められる不当な制限的条件」と範囲を明らかにしていなかったのに対し、87年告示はこれを第7項(技術使用料の一方的決定)、第9項(技術提供時期の不当な遅延)、第10項(販売促進費規模指定および支出義務の賦課)、第11項(抱き合わせ契約)、第12項(仲裁機関の一方的指定)として明確にしたこと、(ハ)旧告示第5項で、いわゆる「グラ

表5 技術導入契約における不公正取引行為：企画院告示87-14
と告示81-50の対照

| 告 示 81-50 | 告 示 87-14 |
|--|---|
| 1. 原材料・部品等の購入先制限 | → 1. 原材料・部品等の購入先制限 |
| 2. 輸出地域制限 ¹⁾ | → 2. 輸出地域制限 |
| 3. 販売に関する制限(販売窓口、数量、価格) ²⁾ | → 3. 販売に関する制限(販売窓口、数量、価格) |
| 4. 競争品の取扱い及び競争技術の採用制限 | → 4. <u>契約期間中の競争品の取扱い及び競争技術の採用制限</u> |
| 5. 契約期間中に技術導入者が開発した改良技術を、技術提供者に一方的に提供若しくは報告する義務(双務的な場合は除く) | → 5. <u>契約期間満了後の競争品の取扱い及び競争技術の採用制限</u> |
| 6. 契約期間中、導入技術を使用しないで製造される製品に対する技術使用料の賦課 | → (削除) |
| 7. 排他的権利を有する技術以外の技術又は排他性が消滅した技術に対する、 <u>契約満了後の技術資料の返還要求、継続的使用的禁止又は制限</u> | <p>→ 6. 排他的権利を有する技術以外の技術又は排他性が消滅した技術に対する、契約満了後継続的使用的禁止又は制限</p> <p>→ 7. 契約書に明記することなく、技術提供者が技術使用料を一方的に決定すること</p> <p>→ 8. 契約期間中、導入技術を使用しないで製造される製品に対する技術使用料の賦課</p> |
| 8. 國際契約慣例上、一般的に不当な拘束条件と認定される条件 | <p>→ 9. 不当な技術提供の遅延</p> <p>→ 10. 広告宣伝費及び技術導入者の費用負担の範囲の指定</p> <p>→ 11. 抱き合せ契約(他の特許物に関する実施権の取得を要求する条項)</p> <p>→ 12. 仲裁機関の一方的指定</p> |

- (注) 1) ただし、次の場合を除く。
 ①技術提供者が、許諾技術の登録を完了している地域。
 ②技術提供者が、許諾製品に関する販売活動に恒常的に関わっている地域。
 ③技術提供者から許諾製品の独占的販売権を付与されている第三者の地域。
- 2) ただし、技術提供者が技術導入者に上記1)に掲げる制限地域内における許諾製品の輸出販売を認める場合を除く。

ント・バック」条項を不公正取引行為に含めていたが、87年告示ではこれが削除された。87年告示における変更は、(イ)、(ロ)の点については、審査基準をより明確にし、審査業務を簡素化するために行われた。因みに、契約審査処理状況を新告示の前後で比較すると、以前(81年4月から86年末)では申請契約件数2394件のうち正件数が1043件で正率は、43.6%，以後(87年か

ら88年6月)では申請契約件数965件に対し是正件数は214件で是正率は22.1%となっている。

前記(ハ)のグラント・バック条項については、片務的なグラント・バック条項が国際契約上、不公正な取引行為であるという認識が変わったわけではないが、韓国の現在の技術力では、双務的なグラント・バックであったとしても、韓国のライセンサーが開発しうる改良技術はライセンサーに較べて格段に少なく、形式上双務的であっても、実際面ではライセンサーにとって衡平ではないという判断があったようである。(公正取引室担当官からのヒアリング調査による)

なお、1989年に改正された告示第89-5号では、新たに「国際契約慣行に照らして不当に技術導入者に不利益になる契約条件を設ける場合」という項目が付け加えられ(同告示第5条13項)，包括的に不公正条項を禁ずることが規定された⁽¹⁰⁾。

6. 審査と指導

(1) 韓国

公正取引の観点から、法律上明確に審査・指導が行なわれているのは韓国である。技術導入契約は財務部または関係省庁に申告すると、自動的に経済

表6 国際契約の審査と是正件数
(1981年4月～88年6月)

| | 申告 | 是正 | 是正率(%) |
|---------------------|-------|-------|--------|
| 技術導入契約 | 3,359 | 1,257 | 37.4 |
| 外国借款契約 | 170 | 6 | 3.5 |
| 合弁投資契約 | 774 | 158 | 20.4 |
| 輸入代理店契約 (長期輸入契約) | 363 | 71 | 19.6 |
| 著作権導入契約 | 220 | | |
| 合計 | 4,886 | 1,492 | 30.5 |

(出所) 韓国経済企画院。

企画院公正取引室(公正去来室)に送られ、公正取引法に違反する条件の有無を審査される。審査結果は財務部に送られ、違反事項がない場合は、外資導入法の手続きに従う。公正取引法に違反する場合は、経済企画院長官は、当該契約の取消し、契約内容の修正・変更等の是正措置が命ぜられる。

韓国の経済企画院告示にかけられた技術導入契約に係わる制限的条項を、主要な国際的ガイドラインが規制している制限的条項と比較すると、UNCT

表7 技術導入契約審査(国別、年度別)(1981年4月～88年6月)

(単位:件数)

| | 1981 | 1982 | 1983 | 1984 | 1985 | 1986 | 1987 | 1988.6 | 計 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|--------|-----|
| 計 | 契約件数 | 180 | 343 | 401 | 463 | 467 | 540 | 616 | 349 |
| | 認定 | 102 | 188 | 213 | 262 | 268 | 318 | 432 | 319 |
| | 是正 | 78 | 155 | 188 | 201 | 199 | 222 | 184 | 30 |
| 日本 | 契約件数 | 74 | 180 | 203 | 230 | 236 | 283 | 285 | 165 |
| | 認定 | 35 | 102 | 100 | 120 | 134 | 161 | 192 | 152 |
| | 是正 | 39 | 78 | 103 | 110 | 102 | 122 | 93 | 13 |
| アメリカ | 契約件数 | 55 | 87 | 92 | 107 | 119 | 152 | 172 | 100 |
| | 認定 | 37 | 51 | 45 | 54 | 68 | 89 | 128 | 91 |
| | 是正 | 18 | 36 | 47 | 53 | 51 | 63 | 44 | 9 |
| 西ドイツ | 契約件数 | 13 | 13 | 26 | 36 | 27 | 24 | 39 | 22 |
| | 認定 | 6 | 4 | 18 | 26 | 18 | 13 | 30 | 20 |
| | 是正 | 7 | 9 | 8 | 10 | 9 | 11 | 9 | 2 |
| その他 | 契約件数 | 38 | 63 | 80 | 90 | 85 | 81 | 120 | 62 |
| | 認定 | 24 | 31 | 50 | 62 | 48 | 55 | 82 | 56 |
| | 是正 | 14 | 32 | 30 | 28 | 37 | 26 | 38 | 6 |

(出所) 表6に同じ。

表8 国別・不公正取引内容別（1981～88年）

(単位：件数)

| | 日本 | アメリカ | その他 | 計 |
|-------------------------------------|-------|------|-----|-------|
| 1. 原材料、部品等の購入先制限 | 115 | 34 | 46 | 195 |
| 2. 輸出地域制限 | 339 | 128 | 142 | 609 |
| 3. 販売に関する制限 | 29 | 17 | 23 | 69 |
| 4. 契約期間中の競争製品の取扱いまたは競争技術の採用制限 | 35 | 27 | 14 | 76 |
| 5. 契約満了後の競争製品の取扱いまたは競争技術の使用制限 | 1 | — | 1 | 2 |
| 6. 契約満了後の制限（排他的権利を持たない提供技術の使用制限） | 205 | 149 | 93 | 447 |
| 7. 技術使用料の一方的決定 | 1 | — | — | 1 |
| 8. 契約製品以外の技術使用料の賦課 | 7 | 12 | 3 | 22 |
| 9. 技術提供時期の不当な遅延 | — | — | — | — |
| 10. 販売促進費規模指定および支出義務の賦課 | — | 5 | 4 | 9 |
| 11. 抱き合わせ契約（他の特許物に関する実施権の取得を要求する条項） | — | — | — | — |
| 12. 仲裁機関の一方的指定 | — | 2 | 1 | 3 |
| 13. 改良技術の一方的提供（グラント・バック） | 163 | 89 | 62 | 314 |
| 14. その他 | 340 | 228 | 183 | 751 |
| 15. 合計 | 1,235 | 691 | 572 | 2,498 |

(出所) 韓国、公正取引室。

AD の技術移転国際行動基準の制限条項よりも、日本の旧技術導入認定基準に近いといえよう。しかし、制限的条項の国際比較は本論の主たる目的ではないので、別の機会に稿を改めたい。

III 技術輸出に関する法

1. 技術輸出に関する法整備

(1) 韓 国

韓国での技術輸出に関する法整備は、技術開発促進政策の一環として行なわれた。技術開発促進法は、1972年に制定されたが、第4次5カ年計画（1977～81年）の開始に伴い、民間主導による技術の自立と国産技術開発促進を目的として、77年に技術開発促進法が改正された。この77年の改正で技術輸出の法基盤が整えられた。その後、同法は二度改正され、現在有効な法は、89年12月30日付で改正された技術開発促進法である（技術開発促進法については、本書第3章参照）。

(2) 台 湾

台湾では、1962年に对外投資弁法（行政院台(51) 経 3646号）を制定していた。同法はその後、72年に对外投資審査処理弁法（行政院台(61) 経 0541号）に改正され、技術輸出は对外投資の一形態、即ち、「専門技術、特許権または商標権を株式資本とするもの、または報酬金を收受するもの」として位置づけられ（同法第2条3項）、同法第3条に掲げられた条件の一つ以上を満足する場合に限られ、投資審議委員会の審査の後、その認可を受けることとなっていた。同法は80年に「对外投資および技術合作の審査処理弁法」（行政院台(69) 経001号公布）に改正され、89年3月の改正を経て現在に至っている。現在は本法に基づいて技術輸出契約の審査が行なわれている。筆者は89年の改正条文を入手していないため、以下2、3、4の項目については、80年法にしたがって述べることとする。

(3) 香 港

技術輸出に関しても輸入の場合同様、開放政策をとっている。ただし、コム規制に関連して特定の技術およびそれを用いた製品に対して輸出規制が行なわれている (The Import and Export (Strategic Commodities) Regulation)。

(4) シンガポール

技術輸出に対しては特別な規制はない。コム規制に関連して、特定の技術およびそれを用いた製品に対して輸出規制が行なわれている。(TDB, ICDV 規則, 1986年)

2. 技術輸出契約の定義

(1) 韓 国

「技術輸出契約」とは大韓民国国民が外国人に工業所有権またはその他の技術を譲渡・提供するかもしくはその実施に関する権利を許与する契約（技術開発促進法第2条6項）である。産業設備の輸出に伴う技術サービスおよび作業の実施は対外貿易法の規定に従い商工部長官の認可を必要とする（同法第25条第2項）。

(2) 台 湾

台湾では「対外技術合作」という用語を使用している。対外技術合作とは、台湾の会社が外国政府、法人および個人との間の取決めで、専門技術、特許権または商標権を出資としないで、一定の対価を得るために提供した技術をいう（対外投資技術合作審査処理弁法第2条）。

3. 技術輸出契約の範囲

(1) 韓国

韓国では当該技術提供の対価が3万米ドル以上の契約を「技術輸出契約」の対象としている。また「その他の技術」には建設用役（役務またはサービス）を除く技術サービスと技術秘法（ノウハウ）が含まれる（技術開発促進法施行令第2条）。

(2) 台湾

対外技術合作は、下記の条件のいずれかに該当し、かつ台湾の経済発展に有利と判断されるものに限られる（対外投資技術合作審査処理弁法第4条）。

- イ) 国内工業が必要とする原材料の獲得を可能にするもの
- ロ) 国内製品の輸出促進または市場確保を可能にするもの
- ハ) 必要なキーポイント技術の導入に貢献するもの
- 二) 技術輸出による外貨収入の増加に寄与するもの
- リ) 國際經濟提携に寄与するもの
- ヘ) 国内産業構造の調整に貢献するもの
- ト) 間接的技術導入を目的として外国のベンチャー・キャピタル投資会社に投資するもの。（（ヘ）、（ト）は1987年改正法で加えられた。）

ただし、政策上、必要がある場合は、第4条の制限を受けない（同法第7条）。

4. 技術輸出契約の申告と認可

(1) 韓国

1986年の技術開発促進法では、技術輸出契約を締結する者は、事前に当該技術輸出計画を科学技術処長官に申告しなければならないとされている。申

告する事項は、

(イ)技術の内容および提供方法

(ロ)代価および受取方法

(ハ)契約期間

(二)期待される効果

である（技術開発促進法第10条1項、2項）。

申告された技術輸出計画が、国内産業に不利な影響を与えると認定される場合には、科学技術処長官は当該技術輸出計画の変更を勧告できる（技術開発促進法施行令第16条2項）。防衛産業分野の技術輸出については、あらかじめ国防部長官の推薦を必要とする。

1989年の改正で、これまで申告制で運営されてきた技術輸出契約中、前もって告示される戦略技術に限り、契約に先立って承認を受けることが義務づけられた（1990年法第10条3項）⁽¹¹⁾。

産業設備の輸出に伴って、補完的技術サービスを提供する場合には、商工部長官の認可を必要とする（対外貿易法第25条2項）。

① 認可の効果

技術輸出促進のため、租税減免規制法（1981年12月31日公布、法律3481号、最近の改正は87年、法律3939号）により技術所得に対する税額控除制度が定められている（同法第19条4項）。

(2) 台湾

対外技術合作契約は経済部を主務機関とし、対外技術合作案件は投資審議委員会に申請され、同委員会の認可を受けなければならない（対外投資技術合作審査処理弁法第8条）。

まとめ

本章ではアジア NIEs での、技術移転契約に対する法制上の最近の変化を概観した。台湾、韓国の場合には、当初は技術導入に関して選別的政策をとっていたが、その主たる目的は外貨節約と国内市場を外国企業から防衛し、国内産業を保護・育成することにあったと考えられる。

両国とも近年の経済発展は著しく、輸出増大にともない国際収支は好転し、外貨節約の面から技術導入契約を規制する必要は小さくなつた。他方で労働賃金の上昇で両国の労働集約産業は優位性を失いつつあり、技術集約的なハイ・テク産業への移行が、経済政策の課題となるに至つた。そのために、外国からの先端技術導入を活発化させることが必要となり、従来の規制的な技術導入政策を改め、自由化政策を進めるのと並行して先端技術導入を促進する措置が講じられた。

韓国では1978年以降、技術導入に関して規制緩和に向かい、段階的自由化的結果、83年の改正外資導入法のもとで申告制に移行した。韓国の技術導入規制の目的の一つに、外貨節約のために不必要的低レベル技術や既に導入されている技術との重複を避けることがあり、外国為替管理の面から規制されていたが、83年外資導入法のもとではこの面でも、規制はかなり緩やかになつた。しかし完全に技術導入が自由化されたわけではなく、80年に制定された公正取引法に基づき国際契約における公正な取引きの確保という側面から、事後審査が行なわれ、また、外国為替管理の面からも、技術導入契約に対する送金の認証制度が残されている。そして技術導入契約に対するこのような韓国の審査制度は、日本が採用してきた技術導入認定制度に類似している面がある。

台湾では、64年以降、技術合作条例の改正は行なわれていないが、外為自由化措置による対外送金規制の緩和、科学工業園区設置管理条例による先端

技術導入措置、また知的所有権保護を強化する方向で法の整備を進めて外国からの先端技術導入の促進に努めている。また公正取引法の制定を検討中である。

積極的な輸出振興策の進展に伴い、外国技術だけでなく、国内産業保護を目的とする外国商標使用規制も緩和されつつある。従来、韓国、台湾は外国商標の使用を主たる目的とするライセンス契約について厳しく規制してきたが、1980年代に入り韓国では租税免除措置を受けないことを申請する場合は、認められるようになった。台湾でも80年に「外国企業の商標使用許諾に関する処理準則」が制定され、一定の条件の下で外国商標の有償ライセンス契約を認めている。

技術導入に並行して国産技術開発努力が進められ、国産技術の輸出も始まった。技術輸出に関する法の整備が韓国では1977年の改正技術開発促進法により、台湾では80年の「対外投資および技術合作の審査処理弁法」によって行なわれた。両国とも技術を輸出する立場に立ったことで、今後外国との技術移転契約への対応は、技術輸入の面だけでなく、輸出の面でも先進国の法制度や慣行を配慮し、自由化と国際化の度合いを増すものと思われる。

- 注(1) 技術移転国際行動基準案1、前文2項 TD/TOT. 1/Add. 1 1978、後に修正。
 「技術は人類の進歩にとって重要(key)であり、すべての人がその生活水準向上のために科学・技術の進歩・発展の恩恵を受ける権利を有する」。TD/CODE TOT /33, 1983
- (2) 中央国際法律特許事務所、*News Letter*, Feb. 7, 1990, No. 74.
- (3) 1983年以前の外資導入法では、経済企画院長官の認可を義務づけられており、認可に際し、以下の事項について審査が行なわれた。(1)導入の必要性、(2)技術の内容および提供方法、(3)技術導入の代価および契約期間、(4)国内の自主技術開発の阻害可否、(5)他の同種技術との関連性、(6)経済的、技術的波及効果(改正外資導入法施行令1978年4月20日大統領令第8958号、第3条の2)
- (4) 韓国財務部『韓国における技術導入申告受理制度』、1988年7月1日施行
 (Joon Koo Lee & Partners 提供資料)。
- (5) それまでの外導施行令(1984年6月30日)では単純な商標ライセンス契約は不受理とされていた。施行令24条。
- (6) 文献、韓国(2)。

- (7) 1987年7月15日の外為自由化措置以後、海外送金規制が緩和され技術合作条例による認可を受けない技術導入契約が増えたといわれる。交流協会『台湾投資ガイドQ & A』、1988年3月、76ページ。
- (8) 特許、商標、「策略性工業の適用範囲」に定められた生産事業への技術提供を含む。
- (9) 外資導入法24条2項の「商標の使用を主な目的とする場合」とは、次の場合を含む。
- ①消費財（別表）に対する外国商標使用を伴う技術導入契約を締結する場合、
 - ②外国商標の継続的使用の為のみ当該技術導入契約を延長する場合、
 - ③当該物品製造業体でない企業体が外国商標使用を伴う技術導入契約を締結する場合。（技術導入申告制運営要領、財務部訓令第386号第5条：Guidelines for Technology Inducement Report, MOF Guidelines No. 386）

消費財

- | | | |
|----------|--------|----------------------------------|
| a. 繊維 | g. 家具 | 1. 医薬部外品 |
| b. 靴・履物 | h. 楽器 | (non-pharmaceutical medicaments) |
| c. 石鹼・洗剤 | i. 運動具 | m. 加工食品及び自然食品 |
| d. 家電製品 | j. 文具 | n. アルコール飲料 |
| e. 鞄 | k. 化粧品 | o. その他国内向け商品 |
| f. 玩具 | | |

- (10) 太平洋合同特許法律事務所『韓国知的所有権リポート』第2巻第1号、1990年1月1日、4～7ページ。
- (11) 中央国際法律特許事務所、前掲資料。

〈参考法令〉

〔韓 国〕

- (1) 外資導入法（日本語訳は、韓国産業経済研究所「韓国金融・経済関係法令集」に収録されている。英訳は、*The Korean Journal of Comparative Law*, Vol. 14 に1983改正法が収録されている）
- (2) 外資導入法施行令（日本語訳は、韓国産業経済研究所「韓国金融・経済関係法令集」に収録されている。英訳は、*The Korean Journal of Comparative Law*, Vol. 14 に1983改正法が収録されている）
- (3) 外資導入法施行規則（日本語訳は、韓国産業経済研究所「韓国金融・経済関係法令集」に収録されている。英訳は、*The Korean Journal of Comparative Law*, Vol. 14 に1983改正法が収録されている）
- (4) 技術開発促進法（日本語訳は、韓国産業経済研究所「韓国金融・経済関係法

令集」に収録されている。英訳は、*The Korean Journal of Comparative Law*, Vol. 14 に1983改正法が収録されている。1986年改正法は、アジア経済研究所仮訳を利用。)

- (5) 技術開発促進法施行令（日本語訳は、韓国産業経済研究所「韓国金融・経済関係法令集」に収録されている。英訳は、*The Korean Journal of Comparative Law*, Vol. 14 に1983改正法が収録されている。1987改正法は、アジア経済研究所仮訳を利用。）
- (6) 独占規制および公正取引に関する法律（日本語訳は、金早雪訳「独占規制及び公正去來（取引）に関する法律」、『韓国における経済自由化と社会政策』、Staff Paper Series, Faculty of Economics, Shinshu Univ. 1987年12月、に収録。また谷浦孝雄氏（アジア経済研究所）の訳文も利用できる。英訳 (Monopoly Regulation and Fair Trade Act) は、Korean Legal Center, *Laws of the Republic of Korea* に収録されている。）
- (7) 経済企画院告示第87-14号「国際契約上の不公正去來行為等の範囲と基準」（英訳は、Economic Planning Board, Public Notice No. 87-14, *The Scope and Standard of Unfair Trade Practices, etc. in International Agreements*。日本語訳は、名和聖高訳「韓国における国際契約上の不公正取引等」、『JCA ジャーナル』1988年4月、18~20ページ。）
- (8) 財務部訓令第86-5号「技術導入申告制運営要領」（英訳は、Ministry of Finance Guidelines No. 386, *Guidelines for Technology Inducement Report*, July 1, 1988）
- (9) 経済企画院公正去來室「標準技術導入契約書 (Standard Technical License Agreement)」1985（英文）。)
- (10) 対外貿易法（日本語訳は、韓国産業経済研究所「韓国金融・経済関係法令集」に収録されている。）

[台湾]

- (1) 投資獎勵條例（1984年改正）（日本語訳は、今日文化出版社『中華民国經濟・貿易・投資関係法令集』に収録されている。）
- (2) 投資獎勵條例施行細則（1981年改正）（日本語訳は、今日文化出版社『中華民国經濟・貿易・投資関係法令集』に収録されている。）
- (3) 技術合作に関する條例（1964年改正）（日本語訳は、今日文化出版社『中華民国經濟・貿易・投資関係法令集』に収録されている。）
- (4) 対外投資及び技術合作の審査處理弁法（1980年公布、1989年改正）（日本語訳は、今日文化出版社『中華民国經濟・貿易・投資関係法令集』に収録されている。）
- (5) 経済部投資業務處「技術合作申請參考資料」（1986年）（中文）
- (6) 中華民国專利（特許、実用新案、意匠）法（1986年改正）（台湾国際專利法律

事務所訳)『中華民国(台灣)特許制度の解説』に収録されている。

- (7) 外国企業の商標使用許諾に関する処理準則(1980年制定, 1985年6月3日改正)
- (8) 専利権およびノウハウの資金投資弁法(1968年制定)
- (9) 科学工業園区設置管理条例(1981年制定, 最近の改正1989年5月)
〔香港〕
- (1) The Import and Export (Strategic Commodities) Regulation, (1965年12月24日制定, 最近の改正は1985年L.N. 325/85)
〔シンガポール〕
- (1) 経済拡大奨励法(1979年)(英文は, Economic Expansion Incentives (Relief from Income) Act)
- (2) 商標法
- (3) 共和国連合王国特許登録法

<ANICs 法参考文献>

〔韓国〕

- (1) 宋 浚『日本企業のための対韓技術輸出の手引—法的手続きから認可まで—』, ダイヤモンド社, 1978年7月。
- (2) 松井祥二「技術移転と知的所有権③—韓国—」(『発明』1988年4月), 44~50ページ。
- (3) ESCAP/UNCTC Joint Unit on Transnational Corporations, *Costs and Conditions of Technology Transfer Through Transnational Corporations*, ESCAP/UNCTC Publication Series B No. 3, 1984.
- (4) 宋 相現／沢田壽夫訳「韓国の独占禁止及び公正去來法」(『国際商事法務』Vol. 12, No. 8, 1984年, 549~554ページ)。
- (5) 趙炳澤「韓国の独占禁止政策の現状とその展開」(『公正取引』No. 432, 1986年10月) 31~45ページ。
- (6) 趙炳澤「韓国「独占規制法」の改正内容とその問題点」(『公正取引』No. 449, 1988年3月), 15~22ページ。
- (7) 朴 準鶴「韓国公正去來法(独占禁止法)の審査・審決手続の特徴」(『公正取引』No. 451, 1988年5月), 20~25ページ。
- (8) 遠藤美光「韓国の国際的契約における不公正取引行為等の範囲と基準」(『国際商事法務』Vol. 16, No. 3, 1988年), 246~247ページ。
- (9) Stanley P. Wagner, "Antitrust, the Korean Experience 1981-85," *The Antitrust Bulletin*, Summer 1987, pp. 471~522.
- (10) Meongcho Yang, "Antitrust Aspects of Technology Transfer to South Korea," *IIC*, Vol. 18, No. 3, 1987, pp. 371~385.

- (11) Kwang Ha Ko, "Korean Laws and Policies on International Technology Licensing", *Korean Journal of Comparative Law*, Vol. 11, 1983, pp. 51~89.
- (12) 韓国經濟企画院公正去来室『公正去來法上國際契約監視制度』, 1987年。
- (13) 韓国科学技術専門会議『'87科学技術年鑑』
- (14) 小野昌延, 尹 宣熙「韓国における「国際契約上の不公正取引等の範囲及び基準」(『AIPPI』, Vol. 34, No. 11, 1989年11月), 31~34ページ。

〔台湾〕

- (1) IL & T, TAIWAN, March 1988.
- (2) John C. Chen, "Patent and Trademark Protection in Taiwan" (『萬国法律』, 1987年2月1日), pp. 35~37.
- (3) 松井祥二「技術移転と知的所有権⑥—台湾—」(『発明』1988年9月), 26~33ページ。
- (4) M. S. Lin, Robin J. Winkler, "Taiwan : Licensing Foreign Trademarks," *IP ASIA*, April 22, 1988, pp. 2~4.
- (5) 『台湾の知的所有権法—專利法, 商標法, 著作権法, 不正競争防止法等—』, 1988年3月, 交流協会。
- (6) 『中華民国科学技術年鑑』1988年1月。

〔香港〕

- (1) Ella Cheng 著／黒瀬雅志訳「技術移転と知的所有権⑪—ホンコン—」(『発明』1988年12月), 56~59ページ。
- (2) IL & T, HONGKONG, March 1988.

〔シンガポール〕

- (1) G. ミランダ, M. ラビンドラン／黒瀬雅志訳「技術移転と知的所有権⑧—シンガポール—」(『発明』1988年11月), 33~37ページ。

〔関係国際協定およびガイドライン〕

- (1) UN Centre on Transnational Corporations, *Licensing Agreements in Developing Countries*, 1987.
- (2) 技術取引研究会『技術取引と独占禁止法—技術取引研究会中間報告書—』1988年7月。
- (3) 小林規威「国際企業活動の行動規制—OECDと国連の動きを中心として—」(『ジャーリスト』No. 703, 1979年11月1日号), 14~49ページ。
- (4) 小原喜雄「技術移転と制限的取引慣行」(『ジャーリスト』No. 703, 1979年11月1日号), 40~49ページ。
- (5) UNCTAD/TDB, Committee on Transfer of Technology, "Common approaches to laws and regulations on the transfer and acquisitions technology—Report by the UNCTAD secretariat—," (TD/B/C. 6/91), Oct. 1982.